

国民年金保険料の免除制度について

経済センサス実施中

調査対象となった事業所の皆様のご協力をお願いします。◆問合せ／総務課 TEL 991-1898

国民年金の第1号被保険者で、経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な方には、所得審査で承認された場合、保険料の納付が免除される制度があります。

免除制度

全額免除と一部免除があり、審査は前年の所得により行われます。

全額免除は、保険料の全額が免除になる制度です。

一部免除は、一部保険料を納付することにより、残りの保険料が免除になる制度です。

※ 所得審査は申請される方とその配偶者、世帯主の所得が対象となります。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方は免除制度の他に、若年者納付猶予制度があります。

所得審査で承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。

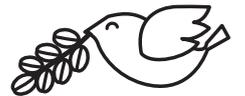
※ 所得審査は申請される方とその配偶者の所得が対象となります。

免除や若年者納付猶予は、承認された期間から10年間以内であれば、さかのぼって納付することができ、将来の年金額に納付した期間として算入されます。

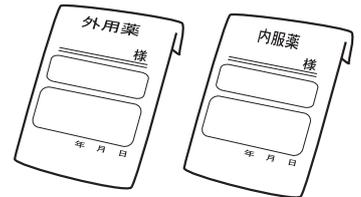
平成21年度免除申請受付は7月から始まります

申請に必要なもの

- ・年金手帳 ・印鑑
- ・失業による申請の場合には、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給者証など）
- ・松伏町で所得が確認できない方は、前住所地での平成20年中の所得証明書



後期高齢者医療保険料の軽減措置等について



平成21年度は、保険料軽減措置（均等割の7割・5割・2割軽減措置）に加え、次の軽減措置が行われます。

平成21年度の保険料軽減対策

- (1) 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療保険制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の方について、9割軽減となります。
- (2) 年金収入が153万円以上211万円以下の方について、所得割5割軽減となります。

※平成20年度における経過的な軽減対策のうち、7割軽減世帯を一律8.5割軽減とする措置も継続されます。

<保険料のお支払方法の選択について>

保険料について、年金から天引きされている方又は年金からの天引きが予定されている方のうち、住民ほけん課窓口へお申し出いただくことで、口座振替により保険料をお支払いいただくことができます。

口座振替のお申し出をいただいた後、速やかに年金からの天引きを中止する手続きを行います。8月7日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いません。この場合12月分以降の年金天引きを中止させていただきますので、ご了承ください。